

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業実施要領

制 定 令和3年3月26日付第202100000938号
最終改正 令和8年3月27日付第202500301107号
鳥取県農林水産部長通知

第1 対象事業

農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202100000938号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定める農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業の実施については、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 目的

農業における省力・軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入を推進するとともに、農作業受託を行う「農業支援サービス事業体」を育成し、人手不足等の課題解決を図る。

第3 定義

1 スマート農機

この要領において「スマート農機」とは、農作業の負担軽減や技術伝承に資する農業機械・設備であり、原則として、農林水産省が作成した「スマート農業技術カタログ」、「農業新技術製品・サービス集」に掲載されているものとする。ただし、既に県内において実証試験が行われた技術の導入に必要な機械・設備についてはこの限りではない。

2 生産管理システム

この要領において「生産管理システム」とは、パソコン、タブレット、スマートフォン等の電子機器により操作が可能で、作業計画や実績を記録又は環境を測定するシステムなどの機能が付いたものをいう。

3 農業支援サービス事業体

別表1に掲げるいずれかの取組に該当する事業を行う者をいう。

第4 事業実施主体

本事業における事業実施主体は要綱別表1の第2欄に掲げる者とし、地域の担い手として市町村等が認定する認定農業者である場合は、県外在住の農業者等を含む。ただし、県内に作業場、事務所等の拠点を有している場合に限る。また、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、事業実施4年度目の農業関係所得相当額（作業者への賃金含む。）が、所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上であると市町村長が認めた場合は、認定農業者として取り扱うこととする。

第5 事業の要件

本事業の要件は、(1)から(4)までの全ての項目を満たすものとする。ただし、ドローン講習支援及び地域版スマート農業実証、農業支援サービス事業体育成支援の実施に当たっては、この限りでない。

- (1) 事業の実施に当たっては、生産管理システムを導入し、生産管理の高度管理を目指すこと。
- (2) 事業実施年度から目標年度までの間、生産管理システムの活用状況を県に提出すること。
- (3) 主な農業機械（トラクター等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業を行う農地の目標面積が、農業機械導入計画書に定めた利用規模の下限を概ね満たすよう努め、その他の機械の導入に当たっても、概ね作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること。
- (4) 実装支援（共同利用促進型）については、複数の農業者による機械の共同利用を行うこと。また、事業実施前にこれまでに導入したスマート農業機械による投資効果を精査し、共同利用の相手方と共有すること（別紙参考様式）。

第6 実装支援の予算配分の決定

県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額を事業実施予定者ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。

- (1) 市町村は、事業実施予定者毎に取組内容及び別表の評価基準に基づくポイントの合計値（以下「配分基準ポイント」という。）を別紙様式1-1及び1-2により算出し、農林水産部長が別に定める日までに所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に提出するものとする。
- (2) 地方事務所の長は、(1)の提出を受けた場合、速やかに農業振興局経営支援課長（以下「経営支援課長」という。）に報告するものとする。
- (3) 経営支援課長は、(2)による報告を受けた場合、予算配分に当たり、事業毎に配分基準ポイントの高いものから優先順位を定め、その結果は地方事務所を通じて市町村へ報告する。

第7 支援内容等

本事業の支援内容等は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援はスマート農機（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）の導入又はリース導入等を行うことができるものとする。ただし、単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く。
- (2) ドローン講習支援に当たっては、1事業実施主体当たり2名を限度とする。ただし、共同利用の場合において、複数の事業実施主体が事業を活用する場合は、1機体につき4名を上限とする。
- (3) スマート農機をリース導入する場合の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア リース期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）以内とする。
 - イ 補助金は、原則、事業実施主体が選定したリース事業者へ支払うこととする。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画に係る提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援
 - ア 事業実施主体は、事業開始年度から4年度の年度末時点までのスマート農業技術導入計画を別紙様式1-1により策定するものとする。
 - イ 事業実施主体が他の経営体又は任意組織と機械又は施設を共同利用する際は、アの計画に別紙様式2を添付するものとする。
 - ウ 共同利用促進型については、共同利用の相手方に示した投資効果の精査結果を添付するものとする。
 - エ 事業実施主体がスマート農機をリース導入する場合は、別紙様式3によりリース導入に関する計画を策定し、アの計画に添付するものとする。
- (2) ドローン講習支援
事業実施主体は、ドローン操縦の受講計画及び受講後のドローン活用計画等を記載した事業実施計画を別紙様式4により策定するものとする。
- (3) 地域版スマート農業実証
事業実施主体は、モデル実証の実施計画を別紙様式5により策定するものとする。
- (4) 農業支援サービス事業体育成支援
事業実施主体は、国事業実施に必要な書類の他、機械導入及び体制整備の実施計画を別紙様式6により策定するものとする。

- 2 事業実施主体は、1の(1)から(4)までのうち、事業実施に当たり該当する書面を提出する補助金交付申請書に添付して、1の(1)は市町村長へ、1の(2)及び(3)は所管の地方事務所の長へ、1の(4)は経営支援課長へ提出するものとする。
- 3 2の提出を受けた市町村長は、その内容について点検し、適当と認めた場合は、補助金交付申請書に添付して、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
- 4 2及び3の提出を受けた地方事務所の長は、経営支援課長へ提出するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 実装支援における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。なお、ドローン講習支援については、事業実施状況の報告は不要とする。
 - (1) 事業実施主体は、別紙様式7により、事業実施翌年度から目標年度の翌年まで、毎年5月31日までに市町村長へ報告するものとする。
 - (2) (1)の報告を受けた市町村長は、報告書の内容を点検し、適当と認めた場合は、受理した報告書の写しを、提出のあった年度の6月30日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
 - (3) 地方事務所の長は、(2)の提出を受けた場合は、その内容について点検し、申請書に掲げた目標と著しく乖離するとき又は成果目標の達成が困難となる恐れがあると判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うとともに、改善に向けた取組を検討するものとする。
 - (4) 地方事務所の長は、(3)による点検等を終えた場合は、その内容((1)により提出された報告書の写しを添付)を、提出のあった年度の8月31日までに、経営支援課長に報告するものとする。
- 2 地域版スマート農業実証における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、申請書に掲げた実証の結果(様式は任意)を、申請書に掲げる実証実施年度の3月31日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
 - (2) 地方事務所の長は、(1)の提出を受けた場合は、その内容について点検し、申請書に掲げた目標と著しく乖離するときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うとともに、改善に向けた取組を検討するものとする。
 - (3) 地方事務所の長は、(2)による点検等を終えた場合は、その内容((1)により提出された報告書の写しを添付)を経営支援課長に報告するものとする。
- 3 農業支援サービス事業育成支援における事業実施状況の報告は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、申請書に掲げた成果目標に対する実績とそれを達成するために行った取組内容について、別紙様式6により、事業実施翌年度から目標年度の翌年まで、毎年7月31日までに農林水産部長へ報告するものとする。ただし、事業の目標年度の翌年度には、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領(令和7年1月15日付6農産第3572号農林水産省農産局長通知)に定められた実施状況報告書に必要な書類を併せて添付すること。
 - (2) 事業の実施計画書の目標に対する実績が目標を下回る場合、事業実施主体は関係機関等の助言指導に基づいて対策を講じ、その内容と実績を農林水産部長が必要と判断する年度まで提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月5日から施行し、令和3年7月5日以降の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月27日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表 1

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約（農業者との直接契約を原則とする）の元で農作業を代行するもの
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

スマート農業技術導入計画書（一般型・共同利用促進型）

1 申請者（事業実施区分）（該当する事業主体区分に✓を記入。）

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住所			
事業実施主体区	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人）、 <input type="checkbox"/> 認定農業者（法人）、 <input type="checkbox"/> 集落営農組織、 <input type="checkbox"/> 生産部等の任意組織、 <input type="checkbox"/> 市町村公社（第3セクター）		

2 事業の計画

(1) 経営概要（品目、面積等）

(2) 事業実施主体の取組計画

ア 導入するスマート農業技術と機械

導入する技術	
機械・設備の名称	
導入予定年月	

イ 農業のスマート化計画

使用方法、目的	
機械・設備の 導入効果	※労働強度、作業効率、精度等

ウ 目標

項目	申請時 （年度）	2年度末時点 （年度）	3年度末時点 （年度）	4年度末時点 （年度）

* 6を参照。目標を追加する場合は2行に分けること。

(3) 機械の稼働計画

項目	申請時 （年度）	2年度末時点 （年度）	3年度末時点 （年度）	4年度末時点 （年度）
スマート技術を実施する規模 A	ha	ha	ha	ha
導入機械の利用規模 B （利用規模の下限を記載）	ha	ha	ha	ha
稼働計画 A/B	—	%	%	%

(4) 生産管理システムの導入状況（※導入が要件）

導入状況	既に導入済 ・ 導入予定（年月）
導入（予定）機種	機種名：
システムの活用計画	※自身の経営においてどう活用し、経営の高度管理化に活かすのか具体的に記載。

3 事業費・実施期間

事業費（税込）			
着手（予定）年月		完了（予定）年月	

4 個人情報取扱い

本事業の実施に当たり、本申請にかかる個人情報等について、関係自治体に提供することに同意します。(同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)

5 添付資料

- (1) 農業法人及び農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- (2) 平面図、断面図、構造図、カタログ、現況が分かる写真等
- (3) 見積書等事業費の積算が分かる資料
- (4) その他必要と認める資料
- (5) 共同利用促進型の場合、別紙参考様式

6 「2(2)ウ 目標」における項目について、導入する機械に応じて以下のとおり設定する。ただし、設定された項目が経営改善に繋がらない場合は、これ以外の目標を追加することができる。

導入する機械	目標項目
ドローン	経営面積の拡大
リモコン草刈機・ロボット草刈機	単位面積当たり除草作業時間の低減
自動操舵・直進アシスト付トラクター	経営面積の拡大
自動操舵・直進アシスト付田植機	経営面積の拡大
高性能コンバイン（食味・収量）	単位面積当たり収量の増加
環境モニタリングシステム・環境制御	単位面積当たり収量の増加
アシストスーツ	作業時間の短縮
その他	(個別に設定する)

スマート農業技術導入計画書（予算配分用）

1 事業実施者の評価基準

(1) 機械（スマート農業機械以外も含む）の共同利用			
<input type="checkbox"/> (これまでに)他の1経営体と共同で利用している (1点)	<input type="checkbox"/> (これまでに)他の2経営体以上と共同で利用している (2点)		
<input type="checkbox"/> 今後、他の経営体と共同で利用する (2点)			
(2) 付加価値額の拡大（原則、直近の状況とその3年度前の状況を比較）			
<input type="checkbox"/> 13%以上 (1点)	<input type="checkbox"/> 15%以上 (2点)	<input type="checkbox"/> 20%以上 (3点)	<input type="checkbox"/> 25%以上 (4点)
(3) 経営面積の拡大			
※ 中山間地域（鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）で定めたもの）に該当する場合、経営面積の拡大の面積要件を下記記載の1/2とする。			
<input type="checkbox"/> ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、現状は3年度前より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行っている。(5点)	<input type="checkbox"/> イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、現状は3年度前より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行っている。(4点)		
<input type="checkbox"/> ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、現状は3年度前より経営面積の拡大を行っている、又は農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けていないが、現状は3年度前より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行っている。(3点)	<input type="checkbox"/> エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けていないが、現状は3年度前より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行っている。(2点)	<input type="checkbox"/> オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、現状は3年度前より経営面積の拡大を行っている。(1点)	
(4) 経営管理の高度化			
<input type="checkbox"/> ア 現在、法人化している又は目標年度前に法人化することとしている。(2点)	<input type="checkbox"/> イ GLOBAL G. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。(2点)	<input type="checkbox"/> ウ JGAPの認証を取得している。(1点)	
(5) 農業者の育成			
<input type="checkbox"/> 農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている（事業実施年度に受け入れる予定を含む ₂ ）、又は過去に受け入れていた。(1点)			
(6) 女性の取組 ※いずれかに該当すれば3点			
<input type="checkbox"/> ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）	<input type="checkbox"/> イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織	<input type="checkbox"/> ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	
(7) 区画拡大			
<input type="checkbox"/> 区画拡大(50a以上)を実施又は実施する計画を有している (1点)	<input type="checkbox"/> 区画拡大(1ha以上)を実施又は実施する計画を有している (2点)		
(1)～(7)の合計ポイント（配分基準ポイント）			/21 点

別表2 農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業 評価基準

項目	現状の水準
機械の共同利用	事業実施前3年度内に自身の経営体以外の経営体と、機械を共同で利用し、機械導入費の低減に取り組んでいる（1経営体：1点、2経営体以上：2点）。又は、今後（事業実施2年度以内に）、自身の経営体以外の経営体と、機械を共同で利用し、機械導入費の低減に取り組む（2点）。
付加価値額の拡大	直近とその3年度前を比較して付加価値額が拡大している。 付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費 付加価値額拡大率＝（直近－3年度前）／（3年度前）×100 （13%以上：1点、15%以上：2点、20%以上：3点、25%以上：4点） ※3年度前の付加価値額がマイナスであった場合、付加価値額を1と補正して良いこととする
経営面積の拡大	直近とその3年度前を比較して経営面積が拡大している。 ※ 拡大面積、農地中間管理機構からの貸借権設定等の有無により配分が異なる（別紙様式1－2参照）。 ※ 中山間地域（鳥取県みんなで行く中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）で定めたもの）に該当する場合、経営面積の拡大の面積要件を下記記載の1／2とする。
経営管理の高度化	※ 「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取り組み計画が提出されている場合に限るものとする。
農業者の育成	※ 「過去受け入れていた」に該当するとして加点する場合は、事業実施前3年度以内とする。
女性の取組	以下のいずれかの取組である。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの
区画拡大	事業実施前3年度以内に区画拡大を実施している。 ※「実施する計画を有している」に該当するとして加点する場合は、大区画化等加速化支援事業、農地集積加速化農地整備事業、経営体育成基盤整備事業、農業体質強化基盤整備促進支援事業のいずれかを活用して区画拡大を実施するものであって、目標年度の前年度までに区画拡大を実施する具体的な計画が確認できる場合に限るものとする。

別紙参考様式

既に導入されたスマート農業機械による投資効果について

導入機械 (機種名・馬力等)		
活用状況 (使用面積・期間等)		
導入費用(税込) [A]	円	
耐用年数 [B]	年	
年償却額 [C] = A / B	円	
年効果額 [D]	円	
内 訳	面積拡大による 生産量増加効果	
	単収向上による 生産量増加効果	
	作業効率化による 経費削減効果	
	その他効果	
備考		

※C > Dの場合、事業実施を認めない。

実装支援実施計画 共同利用の概要

作成年月日 年 月 日

市町村		代表者	(組織) (役職) (氏名)
-----	--	-----	----------------------

1 農業経営の概要

氏名	区分	在住地区名	農業経営を行う 農地の合計面積
(代表者)	/		ha
(共同利用者)			ha ha ha
合計			ha

※共同利用者は1名ずつ記載すること。

※区分欄には、共同利用者が認定農業者、集落営農組織に該当する場合は記入すること。

2 機械導入による取組の概要（共同体内での役割分担、地区分担等の詳細）

リース計画書（実績報告書）

年 月 日

様

【事業実施主体】

住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

【リース事業者】

住 所
事業者名
代表者名
電話番号

リース計画書(実績報告書)を作成しましたので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います（行いました）。
- リース計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた者が補助金を返納します。
- 本取組に係る補助金を、リース事業者が指定する口座に振り込むことに同意します。
- リース補助申請額(実績額) 金 円

5 取組の内容

対象機械	機種名		数量	
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日(※1)			
	リース借受日から○年間(※2)			年
リース物件購入価格（税抜き） （うちオプション分（税抜き））				円 (円)
残存価格（リース期間終了後の残価設定）				円
リース料補助申請額(実績額)				円
リース諸費用（金利・保険料・消費税） （うち税相当分）				円 (円)
機械利用者負担リース料（税込み）				円
リース物件保管場所				

注1：※1、※2は、いずれかを記入すること。

注2：計画書には販売会社からの見積書の写し等を添付し、実績報告書にはリース契約書、リース物件の支払証憑書類を添付すること。

ドローン講習支援実施計画書

作成年月日 年 月 日

市町村		代表者	(役職)	(氏名)								
		受講者	(役職)	(氏名)								
区分	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人）、 <input type="checkbox"/> 認定農業者（法人）、 <input type="checkbox"/> 集落営農組織、 <input type="checkbox"/> 生産部等の任意組織 <input type="checkbox"/> 機体を共同利用する											
使用する機体の登録記号※												
<p>※交付申請時に明らかでない場合は、登録が済み次第速やかに本様式に記載し再提出すること。</p> <p>1 受講機関</p> <table border="1"> <tr> <td>受講機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> </table> <p>※県外の受講機関で受講する場合、その理由について記載すること。</p> <p>2 受講コース及び受講料</p> <table border="1"> <tr> <td>受講コース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受講料 (税込み)</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>3 受講後のドローン活用計画</p> <p>※ドローンの導入時期、利用開始時期、活用方法（例：除草剤散布、空撮）等について具体的に記載すること。</p>					受講機関名		所在地		受講コース		受講料 (税込み)	円
受講機関名												
所在地												
受講コース												
受講料 (税込み)	円											

地域版スマート農業実証支援事業 実施計画書

作成年月日 年 月 日

1 申請者

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住所			

2 実証事業の計画

(1) 事業の概要（※実証の目的、スマート農業機械、品目、規模等）

(2) 実証内容の取組計画

ア 実証するスマート農業技術、機械

実証する技術・ 内容（地域等）	
機械・設備の名称	
機械・設備の 導入効果	

イ 事業費積算

項目	数量（a、個等）	事業費	備考
		円	
合計			

※項目は実証等に必要な資材等毎に記載。

2 事業実施期間

着手（予定）年月		完了（予定）年月	
----------	--	----------	--

3 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請にかかる個人情報等について、関係自治体に提供することに同意します。(同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)

4 添付資料

- (1) 農業法人及び農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- (2) 平面図、断面図、構造図、カタログ、現況が分かる写真等
- (3) 見積書等事業費の積算が分かる資料
- (4) その他必要と認める資料 (※実績報告時には実証報告書 (様式任意))

別紙様式 6

農業支援サービス事業体育成支援事業 実施計画書（報告書）

1 申請者

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住所			

2 事業の計画（結果）

導入機械	
事業拡大 の概要	
体制強化 の内容	

3 添付資料

- ・ 国事業の実施に当たり必要な資料

スマート農業事業実施報告書

報告年月日 年 月 日

申請年度	市町村名	事業実施主体名	事業実施計画年度（実績年度）	
年度			年度～	年度
区分	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人）、 <input type="checkbox"/> 認定農業者（法人）、 <input type="checkbox"/> 集落営農組織、 <input type="checkbox"/> 生産部等の任意組織、 <input type="checkbox"/> 市町村公社（第3セクター）			
経営内容 （品目、面積等）				
1 事業実施主体の取組実績				
(1) 導入したスマート農業技術と農業機械・設備				
導入した技術				
導入した機械・設備の名称				
導入年月日				
(2) 目標に対する取組実績				
項目	申請時 （年度）	2年度末時点 （年度）	3年度末時点 （年度）	4年度末時点 （年度）
※上段に目標値、下段に括弧書きで実績値を記載				
(3) 機械の稼働実績				
項目	申請時 （年度）	2年度末時点 （年度）	3年度末時点 （年度）	4年度末時点 （年度）
スマート技術を実施する規模 A	ha	ha	ha	ha
導入機械の利用規模 B （利用規模の下限を記載）	ha	ha	ha	ha
稼働実績 A/B	—	%	%	%
(4) 生産管理システムの活用状況				
導入年月日		導入機種	機種名：	
システムの活用実績	※自身の経営においてどう活用し、経営の高度管理化に活かしているのか具体的に記載。			
2 県行政機関（農業改良普及所等）の個別支援				
個別支援希望の有無	個別支援希望の場合の具体的内容			
有 ・ 無				

注：共同利用の取組の場合、共同利用者の利用状況等が分かる資料を添付すること。

注：生産管理システムの活用状況が確認できる資料を添付すること。